

随意契約（相手方指定）調書

件名	令和4年度荒川区集合住宅の省エネ推進支援業務委託	5200131
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	推定総額 7,370,000円（消費税込み）	

契約相手方	一般社団法人東京都マンション管理士会 (法人番号：7010005023435)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	複数単価契約

業者選定理由書

件名	令和4年度荒川区集合住宅の省エネ推進支援業務委託
指名業者 (案)	名称 一般社団法人東京都マンション管理士会 所在地 東京都千代田区岩本町二丁目3番8号神田Nビル5階 代表者 代表理事 親泊 哲
特命理由	<p>本件は、荒川区内の集合住宅における省エネ取組推進事業を委託する契約である。</p> <p>主管課では、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、相手方として上記法人を指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 本業務は、省エネ診断により、導入に適する設備等の具体的提案・助言を行うものであり、特定のサービスや製品の売り込みを目的とする偏った提案等にならないよう、メーカー等と利害関係がない業者を選定する必要がある。</p> <p>本業務は、当該サービスの利用希望に応じて専門家を派遣するものであるため、マンション管理士かつ一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する専門家を常時複数確保できる体制が求められる。</p> <p>分譲マンションにおいて設備導入を進める場合、マンション管理組合での合意形成が不可欠であるため、管理組合の運営や合意形成に係るノウハウが必要となる。</p> <p>上記法人は、東京都及び関係団体との連携・協力により、マンション管理の適正化に資することを目的とした非営利団体であり、本業務を適切に履行するための上記の条件をいずれも満たしており、都内で本件同様の業務実績を有する法人は、上記法人のみである。</p> <p>また、主管課において令和3年度契約の履行評価を行っているが、常に第三者の立場に立って提案を行い、申請者へも適切で丁寧な対応を行っている等、履行状況も良好である。</p> <p>以上のことから、上記法人を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)